

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成27年

目 次

議案第 21 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 22 号	市道路線の認定について……………	6
議案第 23 号	工事請負契約の変更について……………	13
議案第 24 号	指定管理者の指定について……………	22
議案第 25 号	指定管理者の指定について……………	23
議案第 26 号	平成26年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 27 号	平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 28 号	平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 29 号	平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 30 号	平成26年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 31 号	平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 32 号	平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 33 号	鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について……………	25
議案第 34 号	鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例の制定について……………	28
議案第 35 号	鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例の制定について……………	30
議案第 36 号	鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 37 号	鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
議案第 38 号	鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
議案第 39 号	鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	41
議案第 40 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	43
議案第 41 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	45
議案第 42 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	48

議案第 43 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……	50
議案第 44 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……	52
議案第 45 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……	54
議案第 46 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）……	56
報告第 9 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……	62
報告第 10 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……	63
報告第 11 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……	64
報告第 12 号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……	65
報告第 13 号	平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について……	66

議案第 21 号

市道路線の廃止について

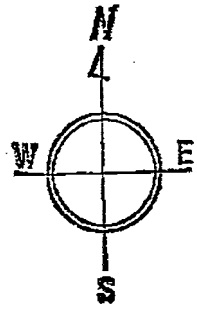
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

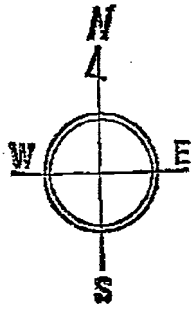
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	材木座 六丁目	647番3	材木座 六丁目	671番8	1.59～2.67	37.95	79.66	3
2	山ノ内 字巨福山	8番1	山ノ内 字巨福山	38番	2.93～3.66	27.34	84.69	4



公図写

図面番号 3

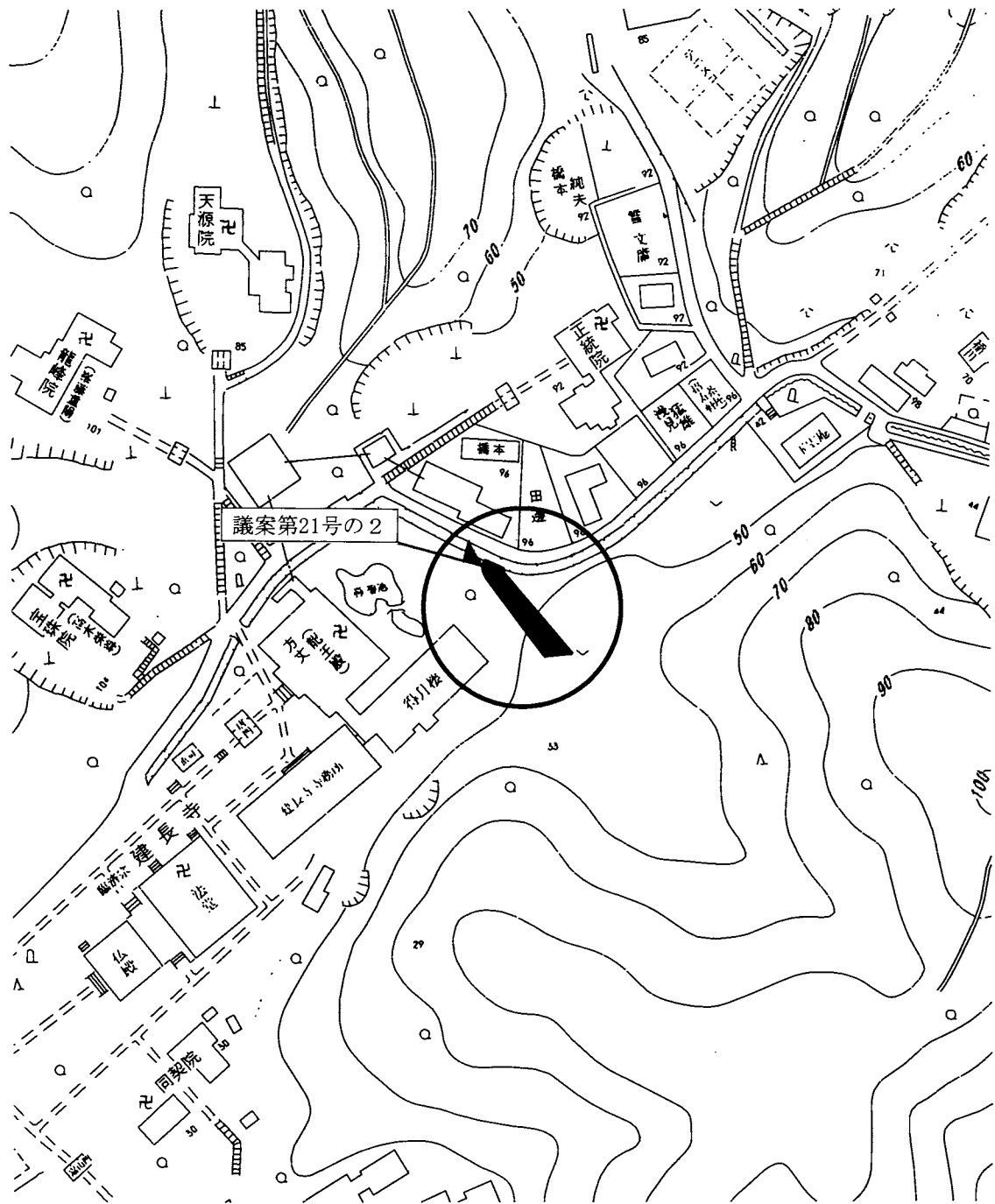




凡例  廃止箇所

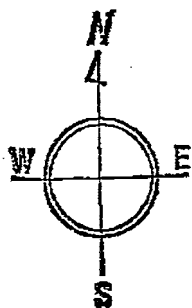
案内図

図面番号 4



公図写

図面番号 4



起点・山ノ内字巨福山8番1

市道434-031号線

議案第21号の2

38

8-1

終点・山ノ内字巨福山38番

33

議案第 22 号

市道路線の認定について

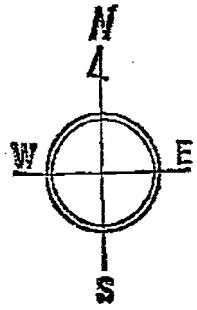
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	材 木 座 六 丁 目	647番3	材 木 座 六 丁 目	671番3	3.70~6.55	21.32	94.92	2
2	城 廻 字 中 村	534番7	城 廻 字 中 村	534番5	5.01~9.27	35.14	215.09	3
3	長 二 谷 二 丁 目	145番7	長 二 谷 二 丁 目	145番5	4.51~8.92	20.80	127.22	4

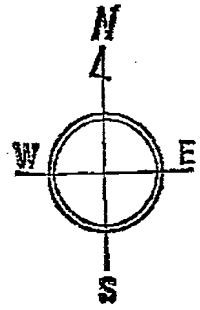


凡例  認定箇所

案内図

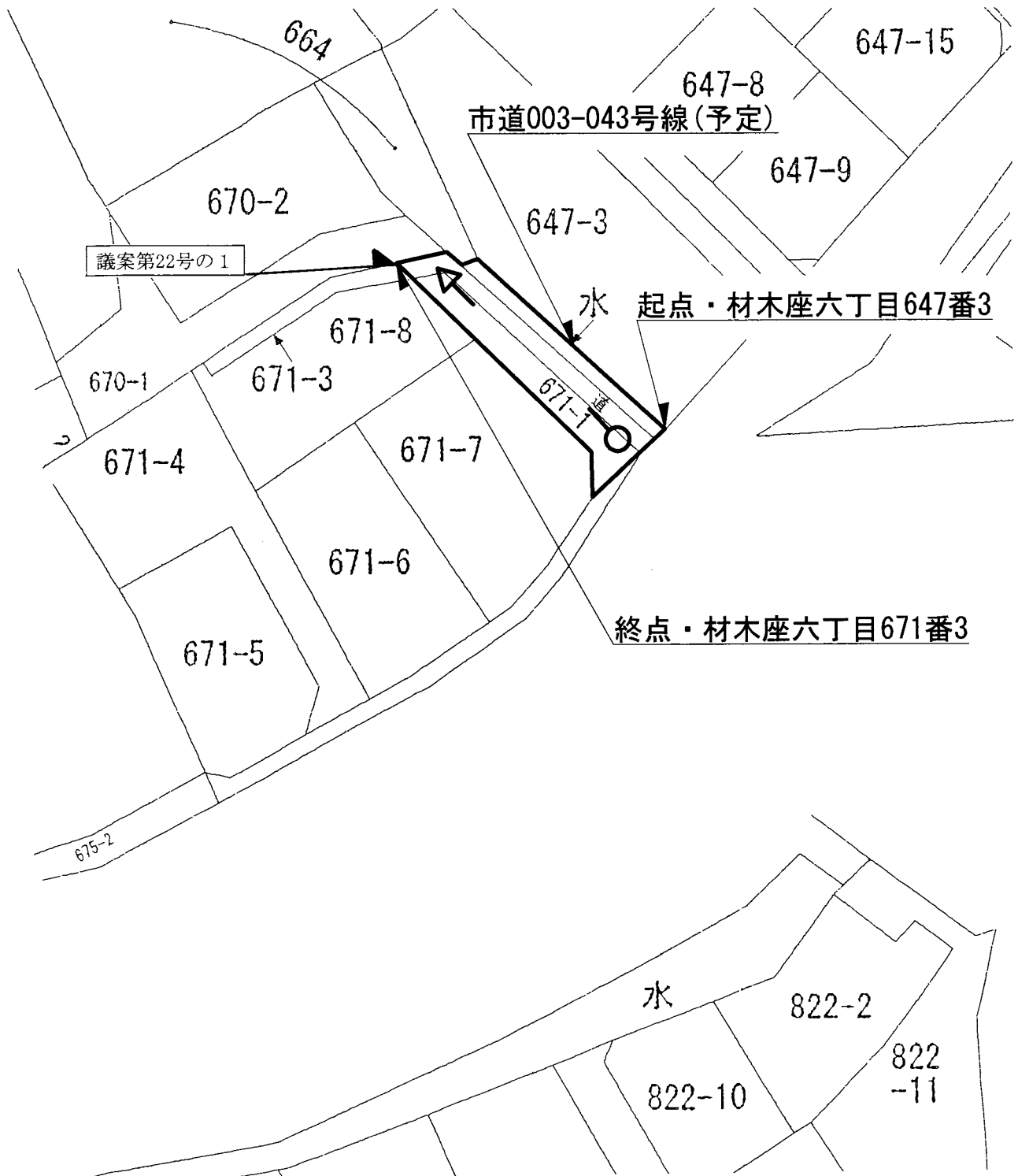
図面番号 2

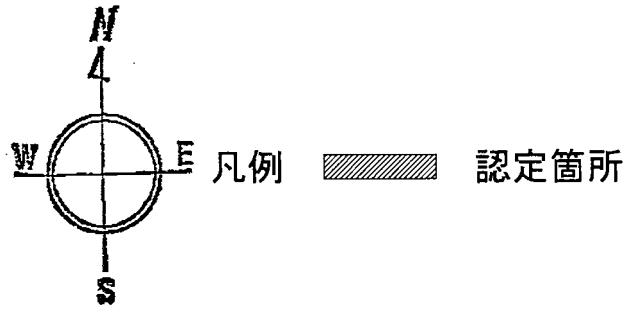




公図写

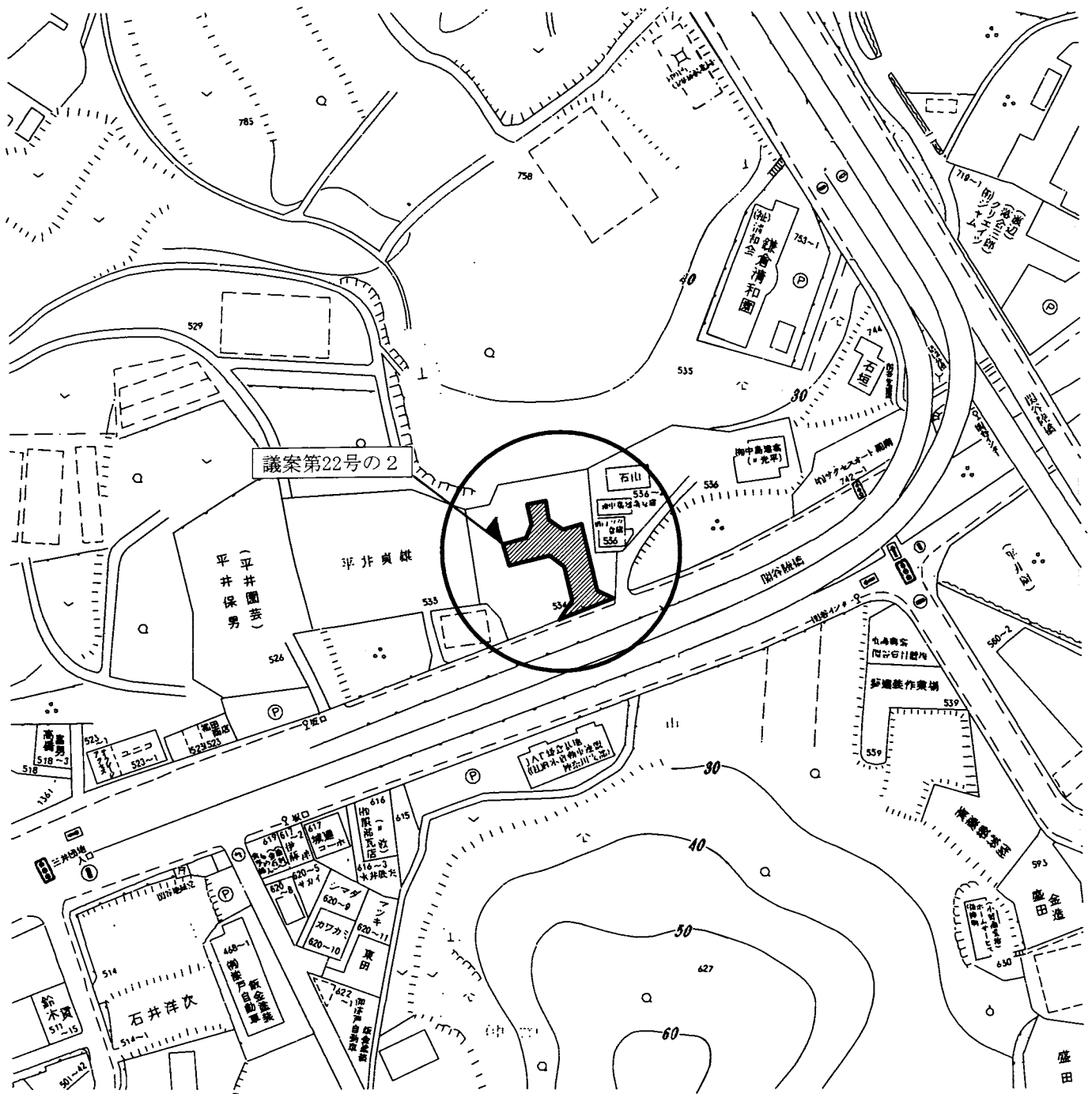
図面番号 2





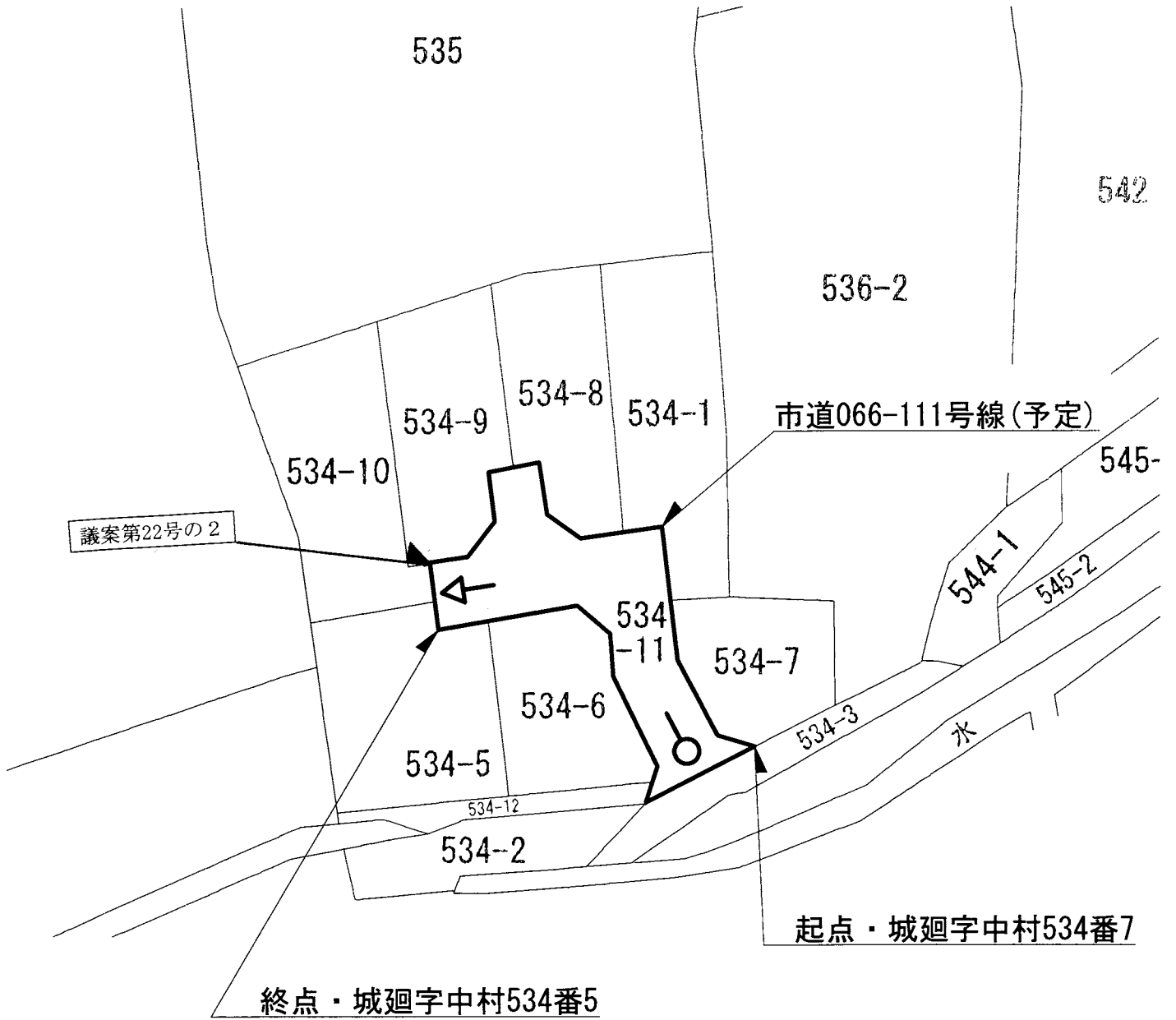
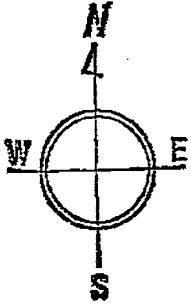
案内図

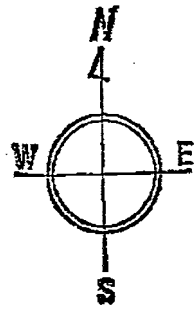
図面番号 3



公図写

図面番号 3

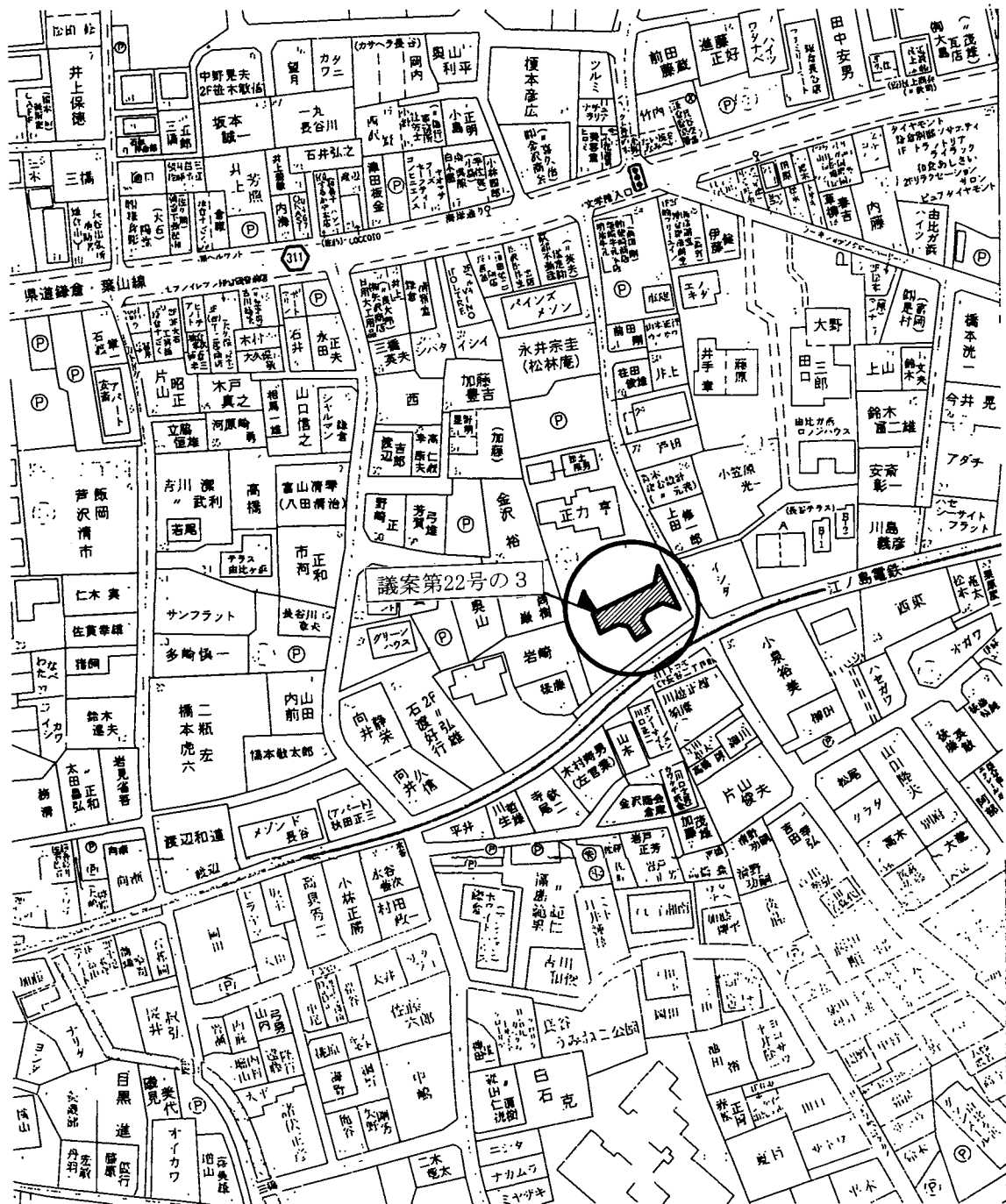


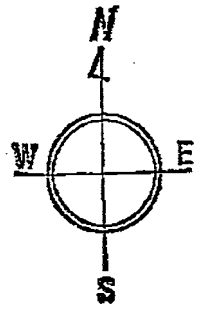


凡例  認定箇所

案内図

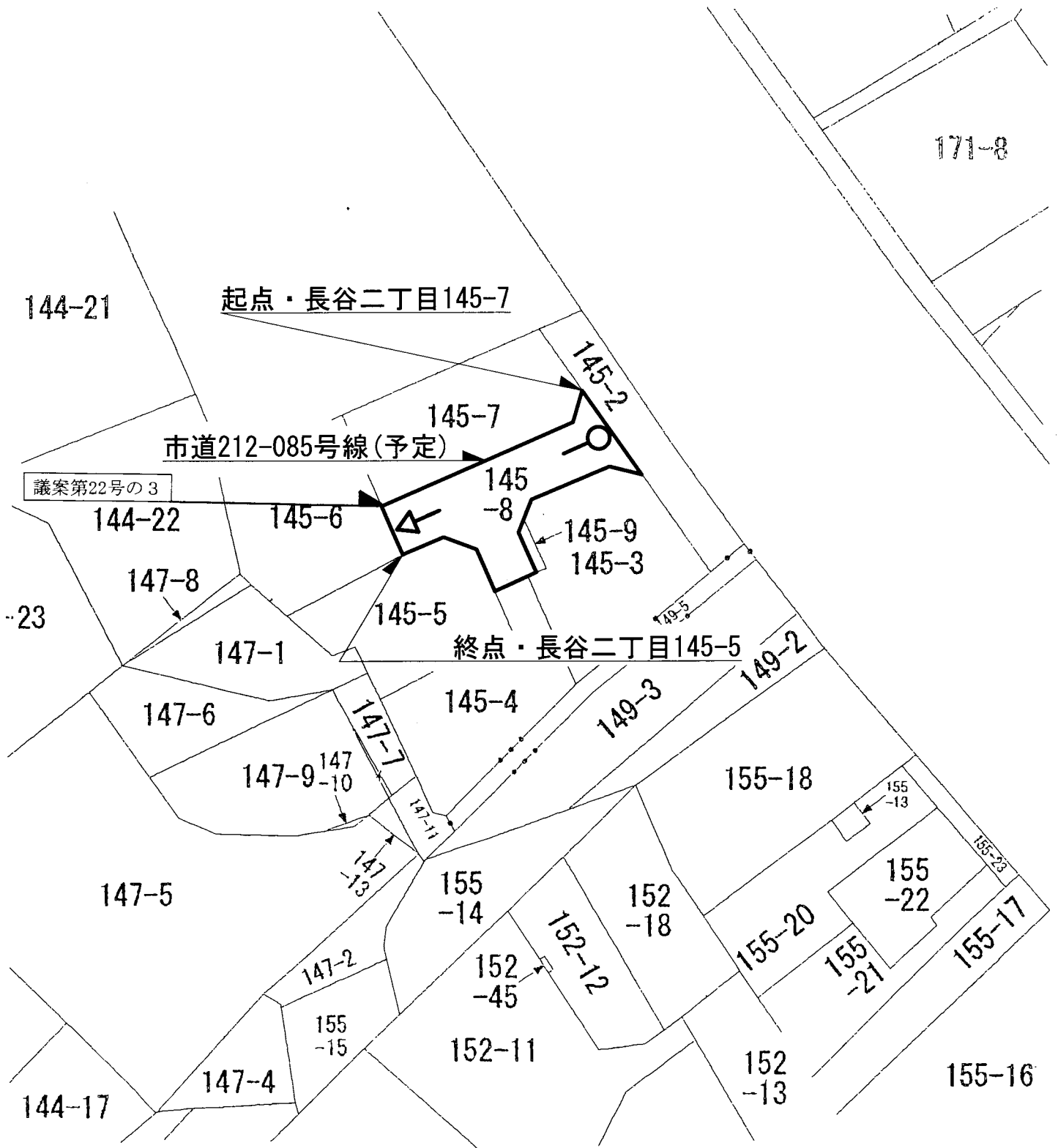
図面番号 4





公図写

図面番号 4



議案第 23 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成26年12月定例会議案第78号をもって議決された鎌倉市立大船中学校改築工事について、次のとおり変更するものとする。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	3,633,120,000円
(2) 変更による増額分	26,578,800円
(3) 変更後の契約金額	3,659,698,800円

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立大船中学校改築工事											
工 事 場 所	鎌倉市大船四丁目1番25号											
請 負 代 金 額	■ 増額			¥	2	6	5	7	8	8	0	0
	□ 減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	1	9	6	8	8	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。												

平成26年12月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 27 年 8 月 19 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 (印)

受注者 横浜市中区不老町二丁目9番2号
鉄建建設株式会社 横浜支店
支店長 竹之内 一 (印)

「参 考」
 (原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立大船中学校改築工事											
工 事 場 所	鎌倉市大船四丁目 1 番 25 号											
請 負 代 金 額	¥	3	6	3	3	1	2	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	2	6	9	1	2	0	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙 1 から別紙 3 までのとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第 5 条による (役務的保証)											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 3 年 間											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者 (共同企業体の場合はその構成員を含む。) が本契約締結までの間に地方自治法施行令第 167 条の 4 若しくは第 167 条の 11 の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「鉄建建設株式会社横浜支店」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自 1 通を保有します。

平成 26 年 12 月 2 日

発注者 鎌倉市御成町 1 8 番 1 0 号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 (印)

受注者 横浜市中区不老町二丁目 9 番 2 号
 鉄建建設株式会社 横浜支店
 支店長 竹之内 一 (印)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材等 ■有 □無	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無 ■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材 ■有 □無	屋根ふき材の取り外し ■有 □無 □手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (安全対策のため)
	③外装材・上部構造部分 ■有 □無	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無 □手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい ■有 □無	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無 □手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他 (外構) ■有 □無	その他の取り壊し ■有 □無 □手作業 ■手作業・機械作業の併用

- 2 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額) 39,312,000 円 (税込)
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい) 別紙4のとおり
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額) 4,411,800 円 (税込)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙4のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

299,160 円 (税込)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙4のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

88,128 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙4

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株)IWD 神奈川工場	海老名市杉久保北5-29-1
コンクリート塊	前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555
コンクリート塊	前田道路(株) 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート塊	大成ロテック(株) 相模アスコン	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート塊	相模開発(株)	高座郡寒川町田端1577
コンクリート塊	(協)藤沢市建設資源リサイクルセンター	藤沢市土棚1-1
コンクリート塊	(株)NIPPONコーポレーション	横浜市磯子区新磯子町27-1
コンクリート・アスファルト塊	(株)IWD 神奈川工場	海老名市杉久保北5-29-1
コンクリート・アスファルト塊	前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555
コンクリート・アスファルト塊	前田道路(株) 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート・アスファルト塊	大成ロテック(株) 相模アスコン	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート・アスファルト塊	相模開発(株)	高座郡寒川町田端1577
コンクリート・アスファルト塊	(協)藤沢市建設資源リサイクルセンター	藤沢市土棚1-1
コンクリート・アスファルト塊	(株)NIPPONコーポレーション	横浜市磯子区新磯子町27-1
建設発生木材	(株)IWD 神奈川工場	海老名市杉久保北5-29-1
建設発生木材	木材開発(株)	川崎市川崎区水江町4-4

※ 請負者が選択した施設を記載する。(品目ごとに複数記入可)

※ 特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)について記載する。

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1265 号
平成 26 年 12 月 26 日

横浜市中区不老町二丁目 9 番 2 号
鉄建建設株式会社横浜支店
支店長 竹之内 一 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	鎌倉市立大船中学校改築工事 (仮契約締結日 平成 26 年 12 月 2 日)
議 決 年 月 日	平成 26 年 12 月 24 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 26 年 12 月 24 日
工 期	平成 26 年 12 月 24 日から 平成 28 年 6 月 26 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥3,633,120,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市大船四丁目 1 番 25 号
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び 別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成26年度	1 8 1, 6 5 6, 0 0 0 円
平成27年度	3, 0 8 8, 1 5 2, 0 0 0 円
平成28年度	3 6 3, 3 1 2, 0 0 0 円

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成26年度	1 8 1, 6 5 6, 0 0 0 円
平成27年度	3, 0 8 8, 1 5 2, 0 0 0 円
平成28年度	3 6 3, 3 1 2, 0 0 0 円

議案第 24 号

指定管理者の指定について

鎌倉市芸術館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉芸術館

2 指定管理者となる団体

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

サントリーパブリシティサービスグループ

共同事業体代表者

サントリーパブリシティサービス株式会社

代表取締役社長 平井 弓子

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

玉縄子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市台一丁目10番9号

ほっとスペースたまりば

代表 後藤 紀代子

3 指定の期間

平成27年11月1日から平成29年3月31日まで

- 議案第 26 号 平成26年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 28 号 平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 29 号 平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 30 号 平成26年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 31 号 平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 32 号 平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成26年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成26年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 33 号

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に
関する条例の制定について

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように
定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律の制定に伴い、同法第9条第2項に基づく個人番号の利用
について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(個人番号の利用に係る事務)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、市長は、同表に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条）

	事務
1	鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年10月条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年9月条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年3月条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条）

	事務	特定個人情報
1	鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2	鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3	鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第 34 号

鎌倉市景観重要建造物等保全基金
条例の制定について

鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

本市の都市景観の形成に重要な役割を果たす景観重要建造物等を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、鎌倉市景観重要建造物等保全基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の景観重要建造物、鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第30条第1項の景観重要建築物等その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、鎌倉市景観重要建造物等保全基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画
策定委員会条例の制定について

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立御成小学校旧講堂の保存活用計画の策定に関し調査審議を行う鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市立御成小学校旧講堂の保存及び活用を図るため、その計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

鎌倉市芸術館条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉芸術館の利用料金の上限額を改めるものである。

鎌倉市芸術館条例の一部を改正する条例

鎌倉市芸術館条例(平成5年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号中

「

円	円	円	円
34,970	61,710	79,200	175,880
47,310	83,310	108,000	238,620
14,400	24,680	30,850	69,930
19,540	32,910	43,200	95,650

を

「

円	円	円	円
38,470	67,890	87,120	193,480
52,050	91,650	118,800	262,500
15,840	27,150	33,940	76,930
21,500	36,210	47,520	105,230

に改め、

同表第2項第1号中「17,480」を「19,230」に、「11,310」を「12,450」に、「8,220」

を「9,050」に、「2,260」を「2,490」に改め、同表第3項第1号中

「

円	円	円	円
410	820	1,020	2,250
410	820	1,020	2,250
610	1,130	1,540	3,280
920	1,640	2,050	4,610
1,230	2,160	2,770	6,160
300	510	720	1,530
410	610	820	1,840
410	820	1,020	2,250
510	920	1,230	2,660
920	1,540	1,950	4,410
1,130	1,950	2,570	5,650
300	510	720	1,530
200	410	610	1,220

を

「

円	円	円	円
460	910	1,130	2,500
460	910	1,130	2,500
680	1,250	1,700	3,630
1,020	1,810	2,260	5,090
1,360	2,380	3,050	6,790

330	570	800	1,700
460	680	910	2,050
460	910	1,130	2,500
570	1,020	1,360	2,950
1,020	1,700	2,150	4,870
1,250	2,150	2,830	6,230
330	570	800	1,700
220	460	680	1,360

に改め、

同表第4項第1号中

「

円	円	円	円
4,110	5,650	6,680	16,440
1,020	1,540	2,570	5,130
820	1,020	1,230	3,070
1,020	1,540	1,540	4,100
7,200	8,220	10,280	25,700
3,080	4,110	5,140	12,330
2,050	2,570	2,570	7,190
2,570	3,080	3,600	9,250

を

「

円	円	円	円
4,530	6,220	7,350	18,100
1,130	1,700	2,830	5,660
910	1,130	1,360	3,400
1,130	1,700	1,700	4,530
7,920	9,050	11,310	28,280
3,390	4,530	5,660	13,580
2,260	2,830	2,830	7,920
2,830	3,390	3,960	10,180

に改め、

同表第6項中「720円」を「800円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 37 号

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、特定個人情報等の取扱い等について必要な規定を定めるものである。

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「役員に関する情報」の次に「のうち、特定個人情報以外のもの」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項又は第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第9条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の目的外利用の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該特定個人情報を利用してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を収集したときの取扱目的以外の目的に利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第18条第2項中「未成年者又は」を「本人の委任による代理人（特定個人情報以外の個人情報にあつては、実施機関が特別の理由があると認めたときに限る。）又は未成年者若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「(以下「代理人」と総称する。)」を加える。

第19条第1項第2号中「者（」の次に「前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。」を加える。

第22条第1項中「とする個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「(以下「利用停止」という。)」を削り、同条第2項中「利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。)」を「利用の停止、

消去又は提供の停止の請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第22条の2 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。
- (2) 第9条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

2 何人も、実施機関が番号法第19条の規定に違反して自己を本人とする特定個人情報を提供し、又は提供しようとしていると認められるときは、その実施機関に対し、当該特定個人情報の提供の停止の請求をすることができる。

3 第18条第2項の規定は、前2項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

第23条中「利用停止請求」を「前2条の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）」に改める。

第24条第1項後段を削り、同条第2項中「代理権を有する者」を「代理人」に改める。

第27条第5項中「訂正、削除又は中止」を「訂正又は利用停止」に改め、同条に次の1項を加える。

6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

第40条の見出し中「開示等」を「開示」に改め、同条第1項中「開示等の請求に係る個人情報」を「開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。）」に、「開示等」を「開示」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第9条の次に2条を加える改正規定（第9条の2第2項及び第3項に係る部分に限る。） 平成28年1月1日
 - (2) 第2条に2号を加える改正規定（同条第8号に係る部分に限る。）及び第27条に1項を加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
（経過措置）
- 2 施行日から前項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の鎌倉市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第22条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「第9条の2第1項又は第2項」とあるのは、「第9条の2第1項」とする。
- 3 施行日から付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例第22条の2第1項の規定の適用については、同項中「特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは、「特定個人情報」とする。
- 4 付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から同項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「特定個人情報（情報提供等記録を除く。）」とあるのは、「特定個人情報」とする。

議案第 38 号

鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職務に専念する義務を免除することができる事項に、職員団体又は労働組合が当局と交渉することを明確に規定するものである。

鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「一つに」を「いずれかに」に、「、その委任」を「その委任」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 法第55条第8項の規定により適法な交渉を行う場合

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第7条各号に掲げる事項を対象とした交渉を行う場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、引用条項等を整備するものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例(昭和30年4月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

第7条第5項第2号中「第55条に規定する一般地方独立法人」を「第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人」に、「一般地方独立法人」を「一般地方独立行政法人」に改める。

(議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第20項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「改正前の国家公務員共済組合法」という。)若しくは一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前の地方公務員等共済組合法」という。)」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「改正前の国家公務員共済組合法若しくは改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市職員の再任用に関する条例(平成13年12月条例第7号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人が解散し、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）別表から削除されたことに伴い、この団体の本市の指定を取り消すものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年5月10日以前に改正前の別表特定非営利活動法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項中「平成30年7月31日」とあるのは、「平成27年5月10日」とする。

議案第 41 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付等の手数料を定め、住民基本台帳カードの交付及び再交付の手数料を廃止するとともに、引用する法律の名称が改正されたため必要な改正を行うものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民活動部関係の款中第22項を第23項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）第7条第1項に規定する通知カード（以下この項において「通知カード」という。）の再交付	通知カード再交付手数料（次に掲げる再交付を除く。） (1) 現に交付を受けている通知カード又は個人番号カード（法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）の追記欄の余白がなくなった場合（当該通知カード又は個人番号カードを返納した場合に限る。）の再交付 (2) 従前の個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）に代えて個人番号を指定された場合（現に交付を受けている通知カード又は個人番号カードを返納した場合に限る。）の再交付 (3) 国外に転出することにより通知カード又は個人番号カードを返納した者が住民基本台帳に記載された後最初に行われる再交付	500円
----	---	--	------

別表市長の部環境部関係の款中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第2条 鎌倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部市民活動部関係の款第16項を次のように改める。

16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法	個人番号カード交付又は再交付手数料（次に掲げる交付を除く。）	800円
----	--	--------------------------------	------

律第27号。以下この項及び次項において「法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下この項及び次項において「個人番号カード」という。)の交付又は再交付

- (1) 法第2条第5項に規定する個人番号(次項において「個人番号」という。)が指定された後最初に行われる交付(個人番号カードの交付を受けている者にあつては、当該個人番号カードを返納した場合に限る。)
- (2) 現に交付を受けている個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合(当該個人番号カードを返納した場合に限る。)の交付
- (3) 国外に転出することにより個人番号カードを返納した者が住民基本台帳に記載された後最初に行われる交付

別表市長の部市民活動部関係の款第17.項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。)」を「法」に改め、同項第1号中「(法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)」を削り、同項第2号中「(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

議案第 42 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市腰越子ども会館の設置に伴い、名称及び位置について定めるものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鎌倉市七里ガ浜子ども会館	同 七里ガ浜東五丁目3番3号	を
鎌倉市七里ガ浜子ども会館	同 七里ガ浜東五丁目3番3号	に改める。
鎌倉市腰越子ども会館	同 腰越五丁目2番10号	

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 43 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の位置及び利用定員並びに
鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」及び鎌倉市おおふな子どもの
家「つばめ」の利用定員を変更するものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の項中「同 腰越五丁目7番1号」を「同 腰越五丁目2番10号」に、「53人」を「85人」に改め、同表鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」の項中「69人」を「96人」に改め、同表鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」の項中「45人」を「99人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1 鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」の項の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 44 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

一般廃棄物処理手数料の減免対象にストーマ装具の使用又は腹膜透析の実施により生じた家庭系一般廃棄物を追加するものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「第6号から第8号」を「第7号から第9号」に改める。

第28条第3項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) ストーマ装具の使用又は腹膜透析の実施により生じた家庭系一般廃棄物を市が処理計画に従い定期的に収集及び運搬をする際に排出するとき。

第28条の2中「第5号」を「第6号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 改正後の28条の2の規定による指定収集袋の交付その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 45 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

条例に規定する都市計画法の委任に基づく開発許可に関する基準の適用範囲及び道路基準について、より明確な表現とするため改めるものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「基準」の次に「(以下「開発許可基準」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第71条第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされる開発事業で法の規定による開発許可を要するものについては、開発許可基準に限り適用する。

第46条第1号ア中「主要な道路については別表第12に定める幅員以上とし、主要な道路以外の道路については6メートル以上の幅員とすること。ただし、政令第29条の2第2項第2号の規定による事業区域内に設置する道路の幅員は」を「別表第12に定める幅員以上とすること。ただし」に改め、同号イただし書中「、政令第29条の2第2項第2号の規定による単体的な開発事業の前面道路の幅員は」を削り、同号ウ中「政令第29条の2第2項第2号の規定による」を削り、同号エ中「接する前面道路」を「接続する前面道路」に改め、同条第3号中「当該前面道路」を「当該主要な出入口が接しない前面道路」に改める。

別表第12中

「

6メートル	6メートル
6.5メートル	
7.5メートル	6.5メートル
8.5メートル	7.5メートル
9メートル	8メートル

を

6メートル	6メートル
9メートル	9メートル

に改め

」

る。

別表第14中「事業区域の面積」の次に「及び道路の延長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第3号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,799,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
60	県支出金	3,046,713	7,461	3,054,174
	10 県補助金	636,115	7,461	643,576
65	財産収入	164,940	22	164,962
	5 財産運用収入	62,980	22	63,002
70	寄附金	12,421	10,000	22,421
	5 寄附金	12,421	10,000	22,421
75	繰入金	1,712,934	68,428	1,781,362
	5 基金繰入金	1,710,934	68,428	1,779,362
80	繰越金	665,453	242,622	908,075
	5 繰越金	665,453	242,622	908,075
	歳 入 合 計	61,471,200	328,533	61,799,733

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	6,634,493	70,104	6,704,597
	5 総務管理費	4,994,581	70,104	5,064,685
15	民生費	23,069,902	30,725	23,100,627
	5 社会福祉費	12,053,142	2,904	12,056,046
	10 児童福祉費	8,878,191	27,821	8,906,012
20	衛生費	6,183,792	21,644	6,205,436
	5 保健衛生費	1,609,659	13,373	1,623,032
	10 清掃費	4,305,617	8,271	4,313,888
45	土木費	7,440,319	111,192	7,551,511
	10 道路橋りょう費	791,581	80,200	871,781
	20 都市計画費	4,965,254	10,022	4,975,276
	25 住宅費	187,073	20,970	208,043
55	教育費	9,067,364	94,868	9,162,232
	10 小学校費	1,157,540	26,196	1,183,736
	20 社会教育費	1,874,849	68,672	1,943,521
	歳 出 合 計	61,471,200	328,533	61,799,733

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策事業	千円 93,500	27	千円 52,200
				28	41,300

2 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	分庁舎及び旧教育センター解体事業	千円 102,568	26	千円 41,028	千円 89,306	26	千円 41,028
				27	61,540		27	48,278

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	旧図書館耐震・補強設計等委託事業	千円 37,163
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称)由比ガ浜こどもセンター建設予定地埋蔵文化財調査委託事業	118,595
15 民生費	10 児童福祉費	岡本二丁目用地施設整備基本計画等策定業務委託事業	9,882
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策事業	28,000
55 教育費	10 小学校費	御成小学校旧講堂基本計画策定支援業務委託事業	7,668

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
55 教育費	20 社会教育費	(仮称)鎌倉歴史文化交流センター設置事業	千円 462,220	(仮称)鎌倉歴史文化交流センター設置事業	千円 530,648

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉芸術館管理 運営事業費	平成27年度から 平成28年度まで	千円 102,900
鎌倉芸術館大規模 改修・運営事業費	平成27年度から 平成37年度まで	初期投資費用2,500,000千円に消費税 相当額を加えた額及び初期投資費用の 資金調達に要した支払利息の額の合計 額並びに維持管理・運営費用 2,500,000千円に企業物価指数及び賃 金指数を基に定める改定率を乗じて得 た額に消費税相当額を加えた額の総合 計額

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
文化財課分室 設置事業費	平成28年度から 平成32年度まで	千円 16,605	平成28年度から 平成32年度まで	千円 18,521

報告第 9 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年3月3日、鎌倉市大船一丁目1番20号先路上で発生した、
環境部資源循環課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠
償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 120,942円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 処分の日 | 平成27年7月31日 |



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年5月15日、鎌倉市腰越1384番地3先路上で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の軽ダンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 71,702円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成27年7月31日 |

報告第 11 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年3月26日、鎌倉市鎌倉山二丁目12番9号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 15,830円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成27年6月29日 |

報告第 12 号

平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成26年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	-0.6	1.5
(11.63)	(16.63)	(25.0)	(350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 13 号

平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成26年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成27年 9 月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書